コードID	コード名	コード値	コード値の内容	備考
		4	30歳以上70歳未満かつ③あなたから令和６年中において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている方	
		5	16歳未満、または、30歳以上70歳未満のうち上記①～③以外の方	
068	扶養親族所得金額調整控除その他区分	1	所得金額調整控除の金額がある場合で、かつ、かつ、扶養親族が他の納税者の扶養親族又は同一生計配偶者とされており、あなたの「扶養親族」又は「障害者控除」の対象とならない扶養親族であって、特別障害者又は23歳未満である	
		2	あなたの定額減税の対象となる扶養親族	